

土浦市除染実施計画の概要

東京電力福島第一原子力発電所の事故から1年が経過しましたが、拡散・降下した放射性物質による汚染で、今なお多くの方々が必要な避難生活、不安な日常生活を強いられています。本市においても、文科科学省における航空機モニタリングの結果に基づき、平成23年12月28日付けで環境大臣から「汚染状況重点調査地域」の指定を受けました。

このたび、「土浦市除染実施計画書」がまとまりましたので、概要をお知らせします。環境保全課放射線対策室 ☎826・1111 内線2452

除染実施に関する方針

「放射性物質汚染対処特措法」の基本方針に従い、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にすることを目標とします。

計画の期間

平成24年4月～26年3月

除染対象区域の設定

国が示した「除染関係ガイドライン」を踏まえて、複数の地点(地表から1mの高さ)で1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の町内を除染対象区域としました。

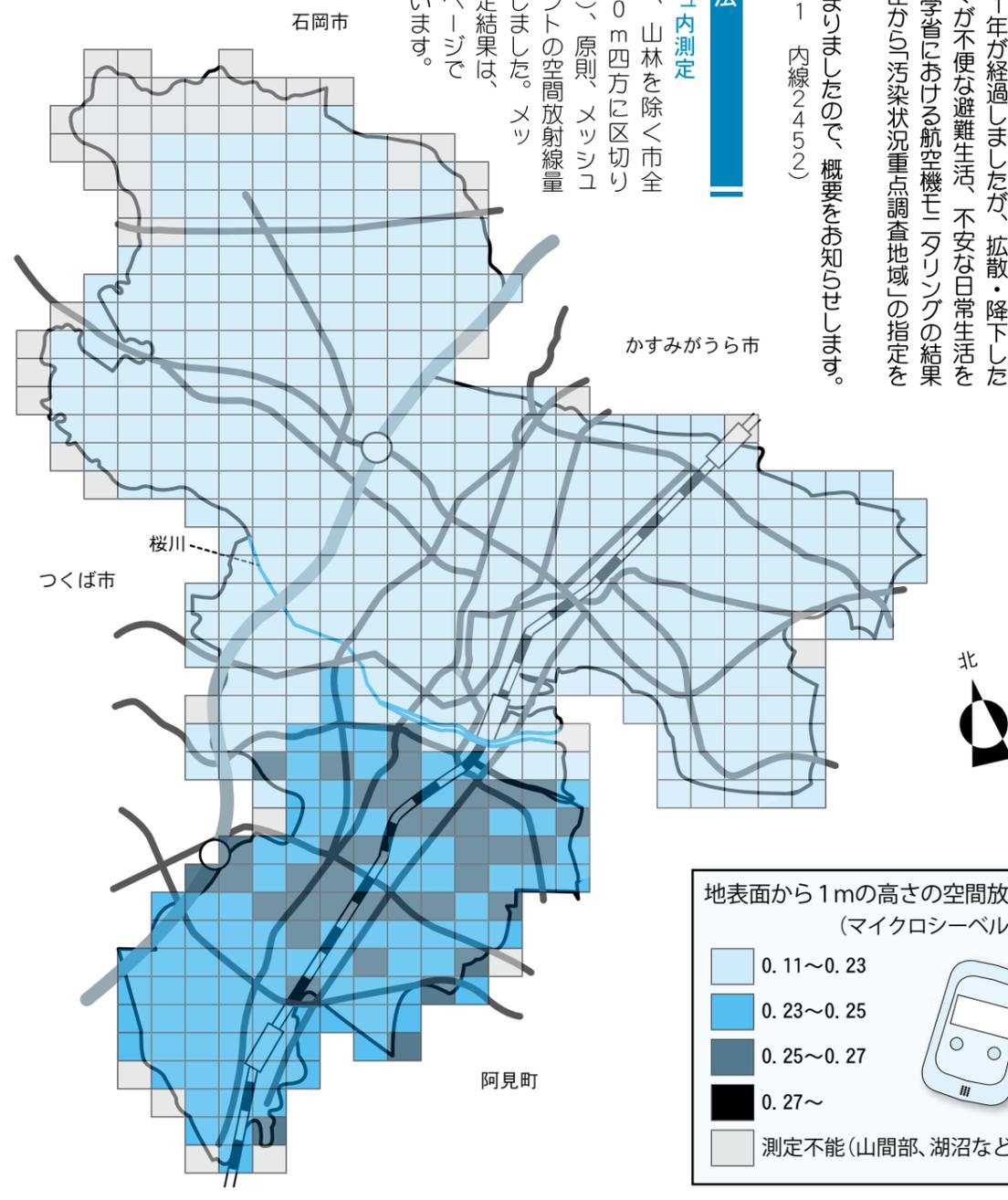
ただし、学校や公園など、子どもの生活環境にある施設は、0.5mの高さで1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の施設を除染対象施設としました。

調査方法

①メッシュ内測定

霞ヶ浦、山林を除く市全域を500m四方に区切り(メッシュ)、原則、メッシュ内5ポイントの空間放射線量を測定しました。メッシュ内測定結果は、市ホームページで公表しています。

◎土浦市空間放射線量率実態調査の結果



②自動車車載式放射線量測定

市民の関心が高い道路について、市全域を対象として、市街地や居住地に隣接している道路約600kmを中心、平成24年2月17日から、空間放射線量率の測定を実施しました。自動車車載式放射線量測定結果は、市ホームページで公表しています。

※自動車車載式放射線量測定結果を閲覧する場合は、無償の地図ソフト(グーグルアース)のインストールが必要

③子ども関連施設などの測定
成人よりも放射線の影響が大きい子どもが集う施設(公園、小・中学校、保育所など)は、公立・私立を問わず、「除染関係ガイドライン」に沿って測定しました。

※公園および小学校以下の施設は地上0.5mで測定

計画の対象区域と施設

●対象区域

中、中村西根、北荒川沖町、中荒川沖町、荒川沖東一～三丁目、荒川沖西一～二丁目、荒川沖、荒川沖本郷、沖新田、西根南一～三丁目、中村南一～六丁目、鉦町一～二丁目、西根西一丁目、中村東一～三丁目、乙戸、乙戸南一～三丁目、下高津一～四丁目、中高津一～三丁

対象区域内の除染優先順位、除染内容・時期など

下表のとおり、除染対象ごとに除染の優先順位を定め、実施者が除染します。

除染は、子どもたちの健康の維持と安全・安心の確保を最優先に行います。



優先順位	除染対象	実施者	除染内容(次の中から必要な措置を選択)	実施時期	
				平成24年度	平成25年度
1	●保育園・所 ●幼稚園 ●小・中学校 ●高等学校 ●特別支援学校 ●児童養護施設 ●児童館 ●子育て交流サロン	市、県 ※1	①屋上などの清掃、拭取り、ブラシ洗浄 ②雨どい・側溝などの清掃、汚泥の除去 ③アスファルトなどのブラシ洗浄 ④庭などの表土の除去、客土・圧密による現状回復 ⑤庭などの表土の上下層の入れ替え、除去、現場保管時の残土による現状回復 ⑥汚染されていない土などによる被覆	→	
2	●公園 (広場併用調整池含む) ●スポーツ広場	市	⑦枝葉のせん定 ⑧落葉の除去、除草 《④～⑥は、いずれか1つを選択して実施》	→	
3	公共施設	市、県、国	①庭などの表土の除去(管理者が独自に実施) ②屋上・壁面の清掃、拭取り ③雨どい・側溝などの清掃、汚泥の除去 ④枝葉のせん定 ⑤落葉の除去、除草	→	
4	民有地(住宅)	市、所有者など ※2	①庭などの表土の除去(所有者などが独自に実施) ②雨どい・側溝などの清掃、汚泥の除去 ③低木、枝葉のせん定 ④落葉の除去、除草	→	
5	道路	市、県、国 ※3	①【路面】散水車および清掃車によるブラッシング ②【路面】手作業によるブラシ洗浄 ③【路面】歩道洗浄、除草 ④【側溝】泥などのかき出し、除草、ブラシ洗浄 ⑤【法面】除草	→	
—	農地・森林・河川		未定		

※1 私立の保育園、幼稚園、中学校、高等学校は、施設管理者と協議の上、市が除染する。
 ※2 市が更なる詳細調査を実施した上で、所有者などの協力を得ながら、市および所有者などで除染する。
 ※3 除染方法および除去汚泥の処分方法などは、今後、国・県と協議した上で除染する。
 ◎除染により発生した除去土壌などは、敷地内保管となります。
 (敷地内埋設…土のう袋などに入れて穴を掘り埋める。敷地内地上保管…土のう袋などに入れて土を被せる。)